

子の監護に関する処分(面会交流)Q&A

Q1 この調停では、どういったことを話し合うことができるのですか？

子を養育・監護していない親が子と面会、交流等を行うこと（「面会交流」といいます。）について、その回数、日時、場所などといった具体的な内容や方法について話し合うことができます。

Q2 調停では、子との面会交流の回数や方法をどのようにして決められるのですか？

子との面会交流は、当然ながら、子にとって親と面会交流を行うことが、その子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものにすべきです。そのために、調停では、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子に精神的な負担を与えることのないように十分配慮して、子の意向を尊重し、子の福祉にかなった取決めができるように話し合いを進めます。

Q3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理を行った上、審判によって結論が示されます。

Q4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

